

河合町告示第 37 号

河合町重度心身障害老人等医療費助成要綱（平成 20 年 3 月河合町告示第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 11 月 1 日

河合町長 岡 井 康 徳

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

重度心身障害老人等医療費助成交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

殿

河合町長

印

年 月 日付けで申請のあった重度心身障害老人等医療費助成交付申請については、下記の理由により申請を却下しましたので通知します。

記

理由

1 審査請求について

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、河合町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 取消訴訟について

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に河合町を被告として(訴訟において河合町を代表する者は河合町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている用紙については、改正後の要綱の規定にかかわらず、必要な修正を加えて使用できるものとする。